## 基準１－３　教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること

### 分析項目１－３－３　教育研究活動について、全学的見地から審議し又は実施する組織が機能していること

【分析の手順】

・教育研究活動について全学的見地から審議し又は実施する組織については、構成、責任体制及び審議事項、権限委任事項等を確認する。

・規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

※教育研究活動について全学的に審議し又は実施する組織とは、分析項目１－２－３に示す教育研究評議会（国立大学）、教育研究審議機関（公立大学）、全学教務委員会、教育改革推進機構等を指す。

・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式１－３－３）

| 会議等名称 | 規定上の開催頻度 | 前年度における開催実績 |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |